

第6章. 緑地保全地区等の保全計画

第6章. 緑地保全地区等の保全計画

千ヶ瀬町や河辺町においては、昔の多摩川の流れによって形成された河岸段丘上に崖線樹林が残っています。この崖線樹林は、市街地において良好な自然環境を形成し、風致景観が優れた樹林地として残る貴重な緑です。

これらの崖線樹林の一部は、都市緑地法にもとづく第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区、東京における自然の保護と回復に関する条例にもとづく立川崖線緑地保全地域として指定されており、下記の保全方針に従い、保全・管理を行っていきます。

また、永山北部丘陵は今後、特別緑地保全地区に指定を行う予定で、植生調査などを実施し、適切な保全方針を定めていきます。

I. 第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区保全計画（既指定地）

1. 第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区の概要

第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区は、「都市緑地法」にもとづき指定された立川段丘の段丘崖に位置する面積約1haの崖線樹林です。斜面上部は市道に隣接し、斜面下部は住宅地となっています。自然植生は見られませんが、斜面下部には住宅地からの栽培植物、庭木などが散在しています。

2. 保全方針

良好な樹林地の保持と急傾斜地の保全を図るため、以下のとおり方針を定めます。

- ①将来的に潜在自然植生である常緑広葉樹を主とした樹林地に育てていきます。
- ②傾斜地の保護のため、必要となる施設整備を行います。
- ③緑地の適切な維持管理を行います。
- ④植生の保全を図るため、一般の利用を制限します。

3. 整備計画

- ①雨水による浸食の保護のため必要な整備を行うとともに、隣接市道側からの雨水の流入を防ぐため、道路に排水施設を設置します。
- ②雨水排水を処理するための排水施設を整備します。
- ③管理柵や案内板など、管理上必要な施設の整備を行います。
- ④整備にあたっては、自然環境への影響が最少となるよう配慮するとともに、特に施工に際して表土の保全を図ります。

4. 管理計画

当該地区の植生はコナラ林、モウソウチク林などの代償植生^注で構成されています。しかし、管理は長期間放置された状態です。良好な樹林を維持していくため、枯損木の処理や間伐などの管理を行います。

管理は以下の方針に沿って行います。

植生区分	管理方針
コナラ群落	<ul style="list-style-type: none"> ・自然遷移注にゆだねます。 ・安全管理上支障のある枯損木は撤去します。
コナラ・モウソウチク群落	<ul style="list-style-type: none"> ・モウソウチク林の拡大を防止するためモウソウチクの択抜を行うとともに、落葉広葉樹林への転換を図ります。 ・安全管理上支障のある枯損木は撤去します。
モウソウチク群落	<ul style="list-style-type: none"> ・里山を代表する群落の一つとして保持していきます。 ・無秩序な拡大を防ぐため、群落周辺部は択抜を行います。
マダケ群落	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の群落の一つとして保持するとともに、群落内の逸出植物の伐採、撤去を行います。
スギ・ヒノキ植林	<ul style="list-style-type: none"> ・枯損木などの撤去と間伐を行うとともに、落葉広葉樹林への転換を図ります。
ニセアカシア植林	<ul style="list-style-type: none"> ・倒れる危険性が高いため、順次伐採を行います。
マント群落	<ul style="list-style-type: none"> ・自然遷移にゆだねます。 ・安全管理上必要な範囲内で下草刈りを行います。

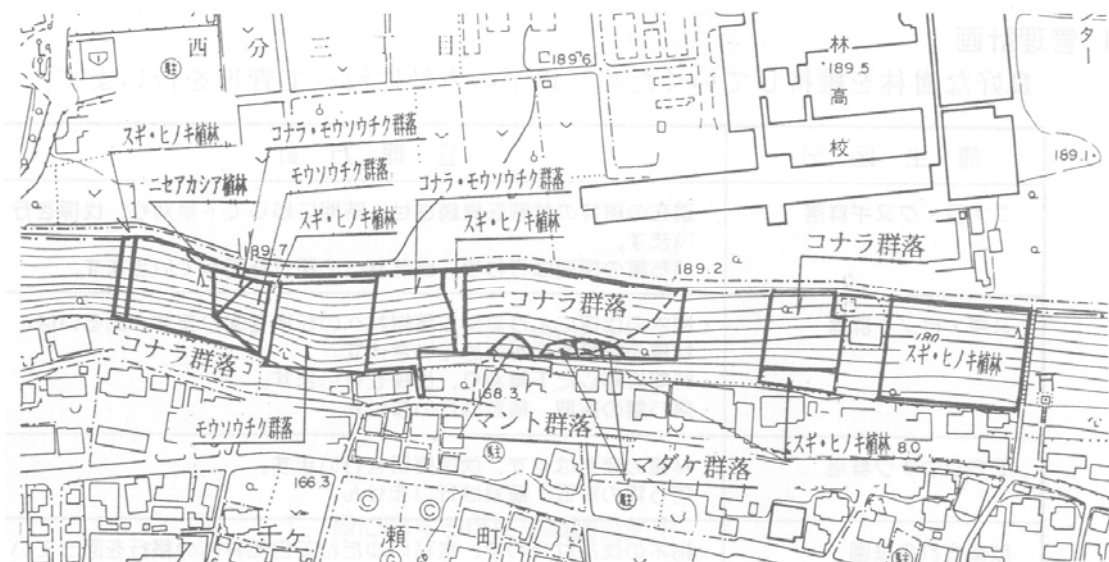
注 代償植生

元々の植生が、人為的な影響を受けて破壊され、それに代わって成立した植生で、代表的なものにコナラやアカマツがあります。

注 自然遷移

一定の環境のもとで生育してきた植物群落が、環境の変化などに伴い、長い年月を経て別の群落に変わっていくことをいいます。

● 第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区植生図



II. 立川崖線緑地保全地域保全計画（既指定地）

1. 立川崖線緑地保全地域の概要

立川崖線は、おおむね青梅市から調布市までの多摩川左岸に長区間連続する河岸段丘の崖線で、宅地化・農地化が進むなか、崖線の面積に対し23%の樹林地が残っています。（第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区も立川崖線の一部です。）

青梅市においては、このうちの一部、面積約0.5haが「東京における自然の保護と回復に関する条例」にもとづく立川崖線緑地保全地域として指定されています。植生の多くはスギ・ヒノキの植林が占めていますが、一部コナラからなる二次林や竹林も見られます。

2. 保全方針・保全のための規制等

多摩川によってつくられた崖線および一体となった樹林地、湧水地などを保全します。

また、地区内における工作物の新築、改築、土地の区画の変更、土石の採取、樹木の伐採などの行為が規制されます。

3. 管理運営の方針

管理運営の方針を以下のとおり定めます。

- ① 都が主催する自然観察会の場などとして利用するほか、自然を損なわない範囲で一般の利用を認めます。
- ② 定期的な調査の結果、必要に応じて保全および管理の方針を改善します。

4. 管理計画

当該地区の植生はコナラ林、モウソウチク林などの代償植生で構成されています。良好な樹林を維持していくため、枯損木の処理や間伐などの管理を行います。

管理は以下の方針にそって行います。

植 生 区 分	管 理 方 針
コナラ・クヌギ群落	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の樹林の状態を継続させ、時期に応じて下草刈り、伐採を行います。 ・落ち葉の採取は行わず、自然林への移行を図っていきます。
スギ・ヒノキ群落	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採により落葉広葉樹林への転換を図ります。あるいは、林種の転換速度を速めていきます。 ・時期に応じた下草刈り、伐採を行います。 ・落ち葉の採取、植栽は行いません。
モウソウチク群落	<ul style="list-style-type: none"> ・林種の変更はせず、伐採更新を行います。 ・落ち葉の採取、植栽は行いません。
放棄された庭園	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採は行わず、推移にゆだねて自然林への移行を図っていきます。 ・時期に応じて下草刈り、伐採を行い常緑落葉混交樹林への移行を図っていきます。落ち葉の採取は行いません。

●立川崖線緑地保全地域植生図



(千ヶ瀬町1丁目地内)



(千ヶ瀬町6丁目地内)

Ⅲ. 永山北部丘陵特別緑地保全地区（指定予定地）

1. 永山北部丘陵の概要

永山北部丘陵は、複数の尾根と谷津で構成された複雑な地形を有しています。市街地に面した丘陵地の端部として、植林や二次林など人の手が入った里山的な土地利用がなされています。現在は一部荒れた部分もありますが、貴重な動植物の生息地や生育地になっています。

2. 保全方針

良好な自然環境の保全や里山的な利用を図るため、以下のとおり方針を定めます。

- ①クヌギ・コナラ林を主体とした樹林を目指します。
- ②傾斜地の保護のため、必要となる施設整備を行います。
- ③市民やボランティアの協力で、適切な維持管理を行います。
- ④動植物の保護のために必要な場合は一部の利用を制限します。

3. 整備計画

- ①管理や利用に必要な園路及び広場や休養施設（ベンチ）、便益施設（駐車場、便所）、管理施設等を整備します。
- ②周辺の施設や駅、バス停などの交通機関からの誘導に必要な案内板やサインの設置を検討します。
- ③整備にあたっては、自然環境への影響に配慮するとともに、各種調査の結果などを参考にして段階的に進めます。

4. 管理計画

当該地区の植生はコナラ林などの二次林やスギ・ヒノキの植林で構成されていますが、長期間放置された状態です。里山として良好な自然環境を維持していくためには、市民や企業を交えた管理体制を構築し、枯損木の処理や間伐などの管理を行います。なお、買い取り請求が発生した場合は、市が買い取るものとします。

管理は以下の方針に沿って行います。

植 生 区 分	管 理 方 針
コナラ群落	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の環境を維持するために下草刈りや間伐を行います。 ・安全管理上支障のある枯損木は撤去します。
アカマツ林	<ul style="list-style-type: none"> ・枯損木は早急に撤去します。 ・アカマツの生育環境を保全します。
モウソウチク林	<ul style="list-style-type: none"> ・里山を代表する群落の一つとして保持していきます。 ・無秩序な拡大を防ぐため、群落周辺部は択抜を行います。
スギ・ヒノキ植林	<ul style="list-style-type: none"> ・枯損木などの撤去と間伐を行うとともに、一部の植林地は落葉広葉樹林への転換を図ります。
ミゾソバ群落等 湿生植物群落	<ul style="list-style-type: none"> ・湿地は貴重な生物の生育空間になっており、環境への影響を考慮しながら管理を行います。

● 永山北部丘陵特別緑地保全地区の位置

